

松山市D X推進広報テレビ制作・放送業務 実施要領

1. 業務名

松山市D X推進広報テレビ制作・放送業務

2. 概要及び業務の目的

市内中小企業等に対してデジタルトランスフォーメーション（以下「D X」という。）に取り組むことによる効果等を広く周知するため、広報効果の高いテレビを活用して、D X導入による業務効率化などコロナ禍に負けない取組みを積極的に実践している事例等を紹介する、広報番組の制作・放送を行うことを目的とし、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものである。

3. 業務内容

松山市D X推進広報テレビ制作・放送

- ・番組名 松山市D X推進広報番組（タイトル未定）
- ・番組要件 基本15分以上の番組を年間2回以上制作・放送することとし、原則として同一曜日・時間帯に放送すること。また、企業経営者や企業に勤めている人等、D Xに関心のある層に視聴してもらいやすい時間帯に放送すること。
- ・番組内容 「松山市D X推進広報テレビ制作・放送業務番組内容について(別紙1)」のとおり。
- ・制作費用 撮影・取材における資機材・交通費など、制作にかかる経費を負担すること。また、独自提案についても同様とする。
- ・二次使用 番組の著作権は事業者に帰属するものとするが、映像素材の提供により、松山市ホームページ、YouTubeなどでの動画配信、市有施設・市行事での放映ができるものとする。
- ・その他 番組制作の打ち合わせや撮影の際、必要に応じて、可能な範囲内で市担当者を輸送すること。

4. 履行期間

契約締結日 から 令和5年3月31日（金）まで

5. 履行場所

市長が指定する場所

6. 契約方法

指名型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格

4,994,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

8. 選考方法

- (1) 事業者は、指名型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 事業者は、選考委員会の審査に基づき、市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
※ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合は、本プロポーザルを中止する。

9. 評価基準

広報番組として企業経営者や企業に勤めている人等DXに関心のある層に興味深く、分かりやすく視聴できる構成であるか、多くの人が見ることができる時間帯であるかなど、「企画・演出」、「広報効果・独自提案」、「アクセシビリティ対応」、「価格」について評価する。

※「松山市DX推進広報テレビ制作・放送業務」評価基準（別紙2）」のとおり

10. 選考委員会の構成

選考委員会は、市職員5名で構成する。

また必要に応じて有識者に対し意見を求めることができる。

11. 実施要領に関する質問・回答

(1) 受付期間

令和4年6月20日（月） から 令和4年7月8日（金）（17時まで）

(2) 受付方法

・質問事項を簡潔にまとめて、事務局（後述）に電子メールで送信すること。電子メールのタイトルを「プロポーザル質問書（松山市DX推進広報テレビ制作・放送業務）」とし、電子メールを送信した後に、地域経済課 中小企業支援担当（089-948-6783） まで送信した旨の電話をすること。

・質問は、実施要領、提案書等の記載方法に関するものに限り受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

令和4年7月12日（火）までに電子メールで参加者すべてに回答する。ただし、質問者の事業者名や氏名等は公表しない。

12. 参加承諾・辞退届の提出

- (1) 提出期限 令和4年7月14日(木) 17時(必着)
- (2) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市産業経済部地域経済課(市役所本館8階) 担当: 松浦・正岡
- (3) 提出方法 持参又は郵送(信書の郵送に適する方法)
※持参の場合は、8時30分～17時00分(土日、祝日を除く。)

13. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年7月19日(火) 17時(必着)
- (2) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市産業経済部地域経済課(市役所本館8階) 担当: 松浦・正岡
- (3) 提出方法 持参又は郵送(信書の郵送に適する方法)
※持参の場合は8時30分～17時00分(土日、祝日を除く。)

14. 提出書類

- (1) 提案書 次の事項を必須とし、提案書に記載すること。
 - ・提案意図
 - ・番組内容(出演者・構成など)
 - ・放送時間帯(提案時間帯(1～12月)の視聴率など)
 - ・放送回数(放送スケジュールなど)
 - ・番組宣伝案
 - ・独自提案
 - ・アクセシビリティ対応の内容(字幕放送やホームページで配信する動画に、キャプション(字幕)を追加するなど)
 - ・制作スタッフ(代表者氏名、担当者の電話・メールなどの連絡先)
- (2) 経費見積書 制作費・放送料を含む。税抜き金額及び税込み金額を明記すること。

<提出様式>

いずれもA4サイズ縦置き(両面使用可)であれば、様式は問わない。

提案書はホッチキス留めとし、ファイル等の製本は不要。

<提出部数>

提案書: 10部、経費見積書: 1部

15. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和4年7月下旬(※詳細な日時は別途通知する。)
- (2) 実施場所 松山市二番町四丁目7-2 本館5階 会議室
(※実施日時の決定に伴い、実施場所が変更となる場合がある。変更の場合は、別途通知する。)
- (3) 実施時間 1者につき30分程度(プレゼンテーション20分程度、ヒアリング10分程度)
- (4) 出席者 ①1者につき5名までとする。
②業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコン・プロジェクター等は参加者が用意すること。プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

16. スケジュール

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和4年6月20日（月）～令和4年7月8日（金） |
| (2) 参加承諾届の提出締切り | 令和4年7月14日（木） |
| (3) 提案書等の提出締切り | 令和4年7月19日（火） |
| (4) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和4年7月下旬（予定） |
| (5) 特定・非特定結果の通知・公表 | 令和4年7月下旬（予定） |

17. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (5) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (6) その他、選考委員会がこの要領に違反すると認めた場合

18. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

19. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

- (8) 事業者は、本業務の全部又はその主たる部分若しくは一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合において、あらかじめ、書面により松山市の承諾を得たときはこの限りでない。
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

20. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目 7-2

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館 8 階） 担当：松浦・正岡

TEL：089-948-6783 FAX：089-934-1844

メールアドレス：chiikikeizai@city.matsuyama.ehime.jp